

生活保護基準引き下げ緊急学習会に参加して

講師 佐藤誠一 弁護士 12月5日・大田区消費者生活センター

城南保健生協では、月曜から金曜まで大森中診療所1階で無料の「よろずなんでも相談」を行っています。11月からは第1水曜日の午後と第3土曜日の午前、東京南部法律事務所の弁護士(佐藤誠一 弁護士、早瀬薫 弁護士)にも相談に入っています。

実際に申請を行い受給となったケースも少なくありません。申請にあたっては、お一人ではなかなか難しい場合は担当者と一緒に同行しお手伝いをしています。

今回の緊急学習会は、生活保護の基準が引き下げられる可能性があり、生活保護のことをきちんと知って、正しく使おうということで開催されました。

それでも生活保護の利用率は高いのでは？

日本の生活保護利用率は、先進国と比べると極めて低い数字です。むしろ数百万人が保護から漏れています。

利用率は、日本1・6%、ドイツ9・7%、フランス5・7%、スウェーデン4・5%です。実際に生活保護の受給を受けている人(捕捉率)は、日本15・8%、フランス91・6%、スウェーデン82%です。このことは日本では受給できるのに申請していない人が多いことを示しています。

生活保護利用者が過去最高になったと聞きますが？

現行生活保護法のもとで、

生活保護利用者が過去最高になったと聞きますが、それは誤った情報が流布されて、さまざまな偏見を生んでいます。

不正受給が年々増えていると聞きますが？

不正受給の割合は保護費全体の0・4%程度です。不正受給の件数や金額が年々増え、不正受給が横行しているような報道がされています。不正受給が増えているというよりも、生活保護利用者が増えていることにもなる数字の変化です。もちろん悪質な不正受給に対しては厳しく対応すべきですが、そういうケースはごくわずかです。現実には数百万人が生活保護受給から漏れていることの方が問題です。

生活保護基準が最低賃金や年金より高いのはおかしくないですか？

最低賃金や年金が低すぎるということが問題です。生活保護基準は「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するために必要な額はいくらかという観点から綿密に計算されています。生活保護費が「高すぎる」のではなく、最低賃金や年金が「低すぎる」のです。この問題は、生活保護基準の引き下げではなく、最低賃金、年金額などを生存権が維持できるレベルまできちんと引き上げる形で解決されなければなりません。

生活保護基準が引き下げられても、非利用者には関係ないのでは？

いろいろな制度に影響します。あなたも影響を受けるかもしれません。住民税の非課税限度額が下がり、今まで無税だった人が課税される、非課税だと安くすんでいた負担が増えるなど…。

生活保護が権利であるにもかかわらず、十分に利用されていないかもしれません。それどころか、誤った情報にもとづく生活保護パッシングが後を絶みません。生活保護は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むための最後のセーフティネットです。みんなが安心して暮らすためには、この最後のセーフティネットがいつでも安心して使えることが重要です。誤った情報に惑わされないでください。正確な知識を得て、困ったときには積極的に生活保護を利用しましょう。

わからないことがありましたら、大森中診療所で行われている「よろずなんでも相談」をご利用ください。(生協本部 横山) *参考資料 日本弁護士連合会 Q&A「今、ニッポンの生活保護制度はどうなっているの？」

「よろず(なんでも)相談」 やっています

月曜～金曜の10時～12時
大森中診療所 1階

医療費の相談・生活相談・介護相談・相続…。どんな相談でも受けられます。相談料はかかりません(無料)。

法律相談も受けられます (無料)

東京南部法律事務所の弁護士が月2回相談に応じます。なお、法律相談のみできるだけ事前に電話予約をお願いします。(6404-2301 大森中診療所まで)

法律相談実施日時間

毎月第1水曜日 13時～15時
毎月第3土曜日 10時～12時



大田病院でボランティア募集中!

やってみたい内容(1～3の中で)、活動できる曜日と時間帯をお教えください。

11月24日(土)、6人のボランティアが参加し、患者さんに足湯を楽しんでもらいました。体も心も温まるひとときを過ごしました。



《活動内容》

- 1. 足湯ボランティア 2. 病棟図書ボランティア
3. お花の水撒きボランティア

*活動場所は病院内です。ボランティア保険に加入していただきます(実費)。

お問い合わせは 生協本部・梶原まで (3762-0266)

ゆたか診療所移転新築募金・地域共同基金の状況

(12月13日現在)

募金: 605万円(327件) 基金: 2,535万円(87件)

ご協力ありがとうございます。診療所移転新築を成功させるため引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

『薬剤師 急募中! 薬剤師さんをご紹介ください』

地域医療をまもる薬局

(URL) <http://jyounaniyaku.co.jp/>

(株)城南医薬保健協働

(メール) jyounaniyaku@mte.biglobe.ne.jp

本 部	〒143-0012	大田区大森東3-9-18	tel.3298-2421 / fax.3298-2422
大 森 薬 局	〒143-0014	大田区大森中1-22-1	tel.3298-4901 / fax.3298-4904
み つ ぎ 薬 局	〒141-0033	品川区西品川2-6-4	tel.3493-1493 / fax.5434-8747
う の き 薬 局	〒146-0091	大田区鶴の木2-2-9	tel.5482-8931 / fax.5482-8933
目 黒 本 町 薬 局	〒152-0002	目黒区目黒本町6-6-5	tel.5720-5048 / fax.5720-5049
東 六 郷 1 丁 目 薬 局	〒144-0046	大田区東六郷1-24-16	tel.5714-4193 / fax.5714-4194
上 目 黒 4 丁 目 薬 局	〒153-0051	目黒区上目黒4-21-9	tel.5724-4193 / fax.5724-4198
介 護 ショップらくだ	〒143-0012	大田区大森東3-9-18	tel.5762-8568 / fax.5762-8569
本 社 営 業 所	〒143-0012	大田区大森東3-9-18	tel.3763-0204 / fax.5762-8569
久 が 原 営 業 所	〒146-0081	大田区仲池上2-30-16	tel.5747-3870 / fax.5747-3871

福祉タクシー らくだ

タクシー運賃・料金は普通タクシーと同じ初乗運賃710円です。福祉タクシー「らくだ」は、車いすに乗ったまま、安全運転でお送りいたします。付き添いの方も3人までお乗りいただけます。

寝台車両の運賃は国土交通省認可料金です。

(各営業所へお問い合わせください)

営業時間 午前7時～午後7時

受付 午前9時～午後5時

年中無休

本社営業所

TEL 3763-0204 FAX 5762-8569

久が原営業所

TEL 5747-3870 FAX 5747-3871